

令和6年度第3回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

議題	(1)会長及び職務代理者の選出等について (2)審議事項 ①次期一般廃棄物処理基本計画（第5章・資料編）について ②茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案） ③一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度取組状況の評価について
日時	令和6年8月9日(金) 14:00～16:00
場所	市役所本庁舎4階 会議室1
出席者	（出席委員） WEB 会議により出席：安齋会長、橋詰委員、松山委員 会議室に参集：大野委員、舟木委員、渡邊委員、八幡委員、折田委員、坂本委員、堀部委員 （欠席委員） 川島委員、日高委員 （事務局） 小俣資源循環課長、富田環境事業センター所長、広田環境事業センター施設整備担当課長、篠田環境事業センター主幹、守瀬環境保全課課長補佐、森岡資源循環課課長補佐、資源循環課担当者2名（瀬口、幡矢）
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 【資料1】 茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の構成について ・ 【資料2】 審議会における茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の審議スケジュール（予定） ・ 【資料3】 「第5章 計画の進行管理」 ・ 【資料4】 「資料編」 ・ 【資料5】 茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案） ・ 【資料6】 評価シート ・ 【資料7】 評価総括表 ・ 【資料8】 委員評価シート ・ 【資料9】 ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート調査報告書 ・ 【資料10】 ごみ減量・リサイクル推進店認定制度について ・ 【参考資料1】 排出量目標と実績 ・ 【参考資料2】 一般廃棄物処理基本計画における基本目標について ・ 【参考資料3】 評価基準 ・ 【参考資料4】 補足資料（環境保全課） ・ 委員名簿 ・ 職員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	-
傍聴者数	0名

○小俣資源循環課長

定刻となりましたので、令和6年度第3回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、WEB及び対面形式でのハイブリッド方式で開催させていただいております。

はじめに、WEB会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。

お手元のマイクは、常時オフにさせていただき、ご発言いただく時のみオンに切り替えてください。ご発言いただく際は、挙手または、画面上の挙手ボタンを押してください。事務局または、会長から委員を指名いたしますので、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。配布資料といたしまして、次第、資料1「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の構成について」、資料2「審議会における茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の審議スケジュール（予定）」、資料3「第5章 計画の進行管理」、資料4「資料編」、資料5「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案）」、資料6「評価シート」、資料7「評価総括表」、資料8「委員評価シート」、資料9「ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート調査報告書」、資料10「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度について」、参考資料1「排出量目標と実績」、参考資料2「一般廃棄物処理基本計画における基本目標について」、参考資料3「評価基準」、参考資料4「補足資料（環境保全課）」、委員名簿、職員名簿となっております。なお、委嘱状について、本来であれば市長よりお渡しするものではございますが、事前配布資料の中に同封させていただきました。

続きまして本日の欠席者についてご報告させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。川島委員、日高委員から欠席のご連絡をいただいております。また、坂本委員におかれましては、遅参のご連絡をいただいております。なお、松山委員、安齋委員、橋詰委員はオンラインでの出席となっております。

本日の会議は、委員12名のうち10名の出席をいただいていることから、本審議会規則第5条に規定された過半数を満たし、会議が成立していることをご報告させていただきます。また、本日、傍聴の方はいらっしゃいません。続いて、本審議会委員改選後の、初めての会議となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。お手元の名簿の順に、お名前だけで構いませんので、大野委員よりお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○大野委員

大野と申します。初めての参加ですので、よろしくお願いいたします。

○舟木委員

舟木と申します。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員

渡邊と申します。自治会長を務めて6年目です。委員の仕事は初めてですので、よろしくお願いいたします。

○八幡委員

八幡と申します。前期間に引き続きよろしくお願いいたします。

○折田委員

折田と申します。よろしくお願いいたします。

○堀部委員

堀部と申します。よろしくお願いいたします。

○松山委員

松山と申します。前期間に引き続きよろしくお願いいたします。

○安齋委員

安齋と申します。前期間に引き続きよろしくお願いいたします。

○橋詰委員

橋詰と申します。前期間に引き続きよろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

皆様、2年間よろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。本日、進行を務めさせていただきます資源循環課長の小俣です。よろしくお願いいたします。

○富田環境事業センター所長

環境事業センター所長の富田です。よろしくお願いいたします。

○広田環境事業センター施設整備担当課長

環境事業センター施設整備担当課長の広田です。よろしくお願いいたします。

○環境事業センター篠田主幹

環境事業センターの篠田です。よろしくお願いいたします。

○守瀬環境保全課課長補佐

環境保全課の守瀬です。よろしくお願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局の資源循環課の森岡です。よろしくお願いいたします。他に担当の瀬口と幡矢が出席しております。

○小俣資源循環課長

職員の紹介は以上となります。なお、名簿の環境保全課長の添田でございますが、本日所用により欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に移ります。はじめに、議題(1)「会長及び職務代理者の選出等について」です。茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第4条及び第5条の規定により、会長は委員の互選により定め、会長が議長となることとなっております。会長が選出されるまでの間は、本来であれば環境部長が議長を務めることとなりますが、本日所要で欠席のため、代理として私が議事を進めさせていただきます。

まずは、会長の選出につきまして、どなたかお考えのある方はいらっしゃいますか。

○八幡委員

はい。引き続き日本大学の安齋先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小俣資源循環課長

ありがとうございます。

ただいま八幡委員より、安齋委員のご推薦がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。拍手及び賛成のご意見をいただきました。

それでは、安齋委員のご推薦をいただきましたので、安齋委員からお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○安齋委員

私ではよろしければ、引き続き務めさせていただきたいと思います。

○小俣資源循環課長

ただ今、安齋委員のご意見をお聞かせいただきました。会長につきましては、安齋委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、安齋委員に会長をお願いすることといたします。会長が選出されましたので、議長を交代させていただきます。また、併せて安齋会長よりご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

皆様こんにちは。私もこの審議会の委員を仰せつかって随分になりますが、ごみの有料化、そして剪定枝の収集が開始され、また、戸別収集が今検討されています。そのほか今回の審議事項にもある食品ロスの関係、さらにはプラ新法についても対応が必要な状況となっております。また、昨日地震がございましたが、大地震等の災害時における、災害廃棄物の問題など、この審議会が担当する部分は非常に重要だと考えております。そのような中で、確実に審議を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、議題(1)について進めさせていただきます。茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第4条第3項の規定では、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するとなっておりますので、職務代理者について選出させていただきます。職務代理者は、橋詰委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○橋詰委員

会長のご指名ですので、お引き受けいたします。

○安齋会長

ありがとうございます。続いて、議事録についてですが、作成する議事録の形式は、審議会により決

定することとなっております。議事録の形式として、発言者の名前を記載するかしないか、発言の内容を全て記載するか要約して記載するか、また、作成後の議事録の内容の確認方法について、決めたいと思います。これまでの議事録の形式は、発言者の名前と発言内容を全て記載することとしておりました。また、内容の確認については、名簿の上から順番に委員1名と会長の2名で行うこととしておりましたが、今回も同様としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、今回の議事録確認者は名簿順で、大野委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○大野委員

了解しました。

○安齋会長

ありがとうございます。議題(1)については以上でございます。

続きまして、議題(2)の審議事項①「次期一般廃棄物処理基本計画（第5章・資料編）について」事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、議題(2)審議事項①「次期一般廃棄物処理基本計画（第5章・資料編）について」の説明に移らせていただきます。

本日でございますが、令和7年度を始期とする新たな「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の本編第5章となります「計画の進行管理」及び「資料編」につきましてご意見を賜りたく存じます。

説明に入る前に、計画の構成とスケジュール、本日の進め方につきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

まず、計画の構成についてとなります。資料1「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の構成について」をご覧ください。こちらにつきましては、新たな計画の構成を図式化したものとなっております。新たな計画につきましては、本編と資料編から成り、本編につきましては、全5章で構成されております。なお、本編の「第1章 計画策定の基本的な考え方」につきましては2月26日に、「第2章 ごみ処理基本計画」につきましては4月23日に、「第3章 食品ロス削減推進計画」及び「第4章 生活排水処理基本計画」につきましては、6月28日に開催されました会議におきまして、ご意見を賜ったところです。

続きまして、スケジュールについてとなります。資料2「審議会における茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の審議スケジュール（予定）」をご覧ください。こちらにつきましては、主に、審議会における、新たな計画の策定に向けたスケジュールをお示したものとなっております。本日は、本編の「第5章 計画の進行管理」及び「資料編」の説明をさせていただく予定でございます。

最後に、本日の進め方についてとなります。本日は、事務局より、本編第5章及び資料編を一括して説明をさせていただいた後に、それらに対しまして、ご意見やご質問を賜りたく存じます。

前置きが長くなりましたが、新たな計画の本編第5章となります「計画の進行管理」の説明に入らせていただきます。それでは、資料3「第5章 計画の進行管理」の1ページをご覧ください。項番1「進行管理の手法」でございます。項番1の中では、本計画につきましては、「PDCAサイクル」に基づき進行管理を行っていくこととしております。

続きまして、2ページをご覧ください。項番2「進行管理の指標」でございます。項番2の中では、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画で掲げた基本目標を進行管理の指標とし、目標値に対する達成度の確認を行うことで、それぞれの計画の進捗状況を把握していくこととしております。

続きまして、項番3「進行管理の体制」の「(1)毎年度の進行管理」でございます。(1)の中では、それぞれの計画の指標の達成状況や設定した施策の実施状況をとりまとめた上で、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見を求めることで、施策の進め方の改善を図っていくこととしております。

続きまして、「(2)計画の見直し」でございます。(2)の中では、次期一般廃棄物処理基本計画につきましては、令和10年度から令和11年度までの2箇年をかけて改訂を行いまして、その際には、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に諮問するほか、パブリックコメント手続きなどにより、幅広く市民や事業者の皆さまに意見を求めていくこととしております。本編「第5章 計画の進行管理」の説明は以上でございます。

続きまして、「資料編」の説明に入らせていただきます。それでは、資料4「資料編」の1ページをご覧ください。項番1「位置と地勢」でございます。項番1の中では、総合的な視点で捉えた本市の土

地の状況について記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。項番2「人口動態」でございます。2ページには、(1)としまして「人口と世帯数」、また、3ページには、(2)としまして「年齢別人口」について記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。項番3「産業の動向」でございます。4ページには、(1)としまして「産業構造」、5ページには、(2)としまして「従業者人口」、また、(3)としまして「事業所数」、6ページには、(4)としまして、「土地利用状況」について記載しております

続きまして、7ページをご覧ください。項番4「ごみ排出量の実績及び推計」でございます。7ページから10ページにかけては、「(1)ごみ排出量」としまして、前計画の改訂初年度である平成30年度から本計画の最終目標年度である令和16年度までのごみ排出量の実績及び推計値について記載しております。なお、ごみ排出量につきましては、令和5年度の実績が確定いたしましたので、その実績を加味した上で、推計を行っております。

続きまして、11ページをご覧ください。項番5「ごみ処理量の実績及び推計」でございます。11ページから14ページにかけては、(1)としまして、「焼却処理量及び破碎・選別処理量」、15ページから18ページにかけては、(2)としまして「資源化量及び最終処分量」について記載しております。

続きまして、19ページをご覧ください。「(3)県内比較」でございます。19ページには、①としまして、「リサイクル率」、20ページには、②としまして、「最終処分率」について記載しております。なお、こちらの県内比較でございますが、審議会からいただいたご意見を踏まえ、記載したものでございます。

続きまして、21ページをご覧ください。項番6「ごみ排出量(1人1日当たり排出量)の実績及び推計」でございます。21ページから24ページにかけては、(1)としまして、「1人1日当たりごみ総排出量、家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量」について記載しております。また、25ページをご覧ください。25ページから27ページにかけては、(2)としまして「県内比較」について記載しており、「県内比較」につきましては、25ページに、①としまして「1人1日当たりのごみ総排出量」、26ページには、②としまして、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、27ページには、③としまして、「1人1日当たりの事業系ごみ排出量」について記載しております。なお、県内比較の記載については、令和4年度実績となっておりますので、ご承知おきください。

続きまして、28ページをご覧ください。項番7「ごみ処理経費実績」でございます。28ページには、(1)としまして、「ごみ処理経費」、29ページには、(2)としまして、「ごみ減量化・資源化基金」について記載しております。なお、こちらの基金につきましても、審議会からいただいたご意見を踏まえ、記載したものでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。項番8「食品ロス量実績及び推計」でございますが、令和5年度から本計画の最終目標年度である令和16年度までの家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの実績及び推計値について記載しております。なお、こちらの推計でございますが、前回の会議で頂戴したご意見を踏まえ、現在、目標設定の考え方を改めているところでございます。次回の会議におきまして、改めて目標設定の考え方に基づく推計をお示しさせていただきたいと考えております。

続きまして、31ページをご覧ください。項番9「生活排水処理形態別人口の実績及び推計」でございますが、31ページから32ページにかけては、ごみ排出量同様に、前計画の改訂初年度である平成30年度から本計画の最終目標年度である令和16年度までの生活排水処理形態別人口の実績及び推計値について記載しております。

続きまして、33ページをご覧ください。項番10「し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び推計」でございますが、33ページから34ページにかけては、同様に、実績及び推計値について記載しております。

続きまして、35ページをご覧ください。項番11「生活排水処理率の県内比較」でございますが、生活排水処理基本計画の基本目標となります生活排水処理率の県内比較について記載しております。

続きまして、36ページをご覧ください。項番12「ごみ組成分析結果」でございます。36ページには、「(1)家庭系ごみ」の①としまして、「燃やせるごみ」、また、37ページには、②としまして、「燃やせないごみ」、38ページには、「(2)事業系ごみ」の①としまして、「燃やせるごみ」について記載しております。

「資料編」の説明は以上でございます。議題(2)審議事項①次期一般廃棄物処理基本計画(第5章・資料編)の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。それでは「第5章 計画の進行管理及び「資料編」について、ご質問、ご意見等があればお願いします。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

3点あります。1点目は、1ページ目のPDCAサイクルのC、評価について、計画の進捗状況の把握、審議会への報告となっていますが、現計画で言えばプラ新法のように、評価の段階で新たな課題が出てくる可能性があります。計画自体の妥当性にも繋がりますので、この部分に「新たな課題の確認」という言葉を入れておいた方がいいと思います。

2点目は、2ページ目の進行管理の指標について、温暖化対策の視点から廃棄物分野について考えていくと、一人当たりのごみ排出量が減っていてもプラスチック量によっては、廃棄物分野から排出されるCO₂が増えてしまうことがあります。ごみ中のプラスチックの割合を進行管理の指標とすることは、組成分析調査の精度では難しいですが、問題意識として把握しておくべきであると思います。

最後に、2ページ進行管理の体制(2)について、中間目標年度は令和11年度であるにもかかわらず、令和10年度であるように読めてしまうので、「中間目標年度に向けて」としたほうがよいと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。1点目のPDCAの“C”の記載に関しまして、委員ご指摘のとおり追記させていただきます。

次に、2点目のご質問でございますが、まず、本市の組成分析調査の実施状況を簡単にご説明させていただきます。組成分析調査につきましては、これまで、計画策定時や計画改訂時に実施しているところです。したがって、ごみ中のプラスチックの割合を経年で比較していくことは、困難であると考えておりますが、組成分析調査を実施した際には、プラスチックの割合にフォーカスしていればと考えております。

最後に、3点目でございますが、委員ご指摘のとおり字句を修正させていただきます。以上です。

○安齋会長

橋詰委員いかがでしょうか。

○橋詰委員

2点目のプラスチックについてですが、一般廃棄物処理基本計画で対策をどのように考えるかということだけでなく、温暖化対策計画の中で、廃棄物部門をどのようにするかにも関わることで、プラスチックは相当問題になるはずで、廃棄物部門として、プラスチック量のデータがないのは厳しいのではないかと思います。

また、今後の製品プラスチックを含めたプラスチック対策により、ごみ中のプラスチック量は大きく変わることから、その際は、臨時的にプラスチック割合を含めたごみ組成分析調査をしっかり行う必要があると思います。コンスタントにプラスチック割合を調査することは困難であっても、プラスチック対策としてごみ組成分析調査を行うことなど、プラスチック対策の政策の方向性はしっかりと議論すべきであると思います。

○安齋会長

ありがとうございます。今後のプラ新法への対応や、環境全体のCO₂の対策において、ごみ中のプラスチック量の把握が必要になるのではないかとのご発言でした。

他にいかがでしょうか。大野委員どうぞ。

○大野委員

1点目は、ごみ発生量の推計について、推計と目標値はイコールなのでしょうか。本来であれば推計から、目標値はその何%減とするのではないかと思います。

2点目は、街中を歩いてて、昔に比べて随分とごみの散乱が減ったように感じます。その要因はネットボックスの普及による影響が大きいと思うのですが、街中の環境美化に関することについて、どのように評価されているのでしょうか。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。1点目のご質問でございますが、資料編記載の推計値につきましては、施策を講じた場合の数値となっており、目標値とイコールとなっております。

次に、2点目でございますが、一般廃棄物処理基本計画の中では、まちの美化に関する施策は設けておらず、したがって、評価も行っておりません。他の計画となりますが、環境基本計画などの中で、施策が設けられ、一定の評価がなされていると認識しております。以上です。

○安齋会長

大野委員いかがでしょうか。

○大野委員

わかりました。

○安齋会長

他ございませんでしょうか。

堀部委員どうぞ。

○堀部委員

今後、戸別収集の実験事業や、近年の人口の増加などで市の状況が変わってくると思うのですが、この10年計画の中で見直しはどのようにされるのでしょうか。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。委員仰るとおり、計画期間内に社会経済情勢の変化の可能性もございます。基本的には5年毎に、人口変動やごみ排出量の実績に基づき、計画を見直していく予定でございます。以上です。

○安齋会長

堀部委員いかがでしょうか。

○堀部委員

ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。資料編に県内比較がありましたが、リサイクル率が高い鎌倉市など、他市の取り組みの情報について資料等を頂くのは可能でしょうか。他市のいい取り組みは、茅ヶ崎市も取り入れるべきだと思います。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。委員仰った鎌倉市につきましては、全国的にもリサイクル率が高いことで有名でございます。次回以降の会議とはなりますが、鎌倉市、神奈川県公表資料等を参考に、資源化品目や分別の状況など、好事例について参考資料としてお示しできればと考えております。以上です。

○安齋会長

はい。審議事項①につきまして、他にご意見等いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは次の議題に移らせていただきます。

審議事項②茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

それでは、議題(2)審議事項「②茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案）」の説明に入らせていただきます。お手元に、資料5「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案）」をご用意ください。

茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定につきましては、令和5年6月1日付けで市長から諮問を行ったところです。諮問以降、本日の会議も含めまして、全5回の審議の中で、次期一般廃棄物処理基本計画に対しまして、様々なご意見やご提案を頂戴しております。

本日につきましては、これまで頂戴したご意見などを、事務局にて答申案としてとりまとめたので、とりまとめた答申案につきまして、ご意見を賜りたいと存じます。

答申案につきましては、表紙をおめくりいただくと、本文が始まりまして、1ページ上段に項番1として「はじめに」、1ページ中段から項番2として「審議経過等」、2ページ上段に項番3として「意見等」、2ページ下段に項番4として「参考条例」、3ページに項番5として「審議会名簿」で構成されております。

それでは、答申案でございますが、項番2の「審議経過等」及びと項番5の「審議会名簿」の中でお示しする表を除き、全文を読み上げさせていただきます。改めまして、1ページ上段の項番1の「はじめ

めに」をご覧ください。

1 はじめに

茅ヶ崎市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」）を定めています。現行の基本計画は、平成25年3月に改定され、平成30年3月に改訂（中間見直し）を行い、その後、令和5年3月に一部改訂（2か年の計画期間の延伸）し、現在に至っております。

現行の基本計画の計画期間が、令和7年3月に満了となる中、茅ヶ崎市長から当審議会に対して、令和5年6月に次期基本計画についての諮問があり、当審議会では、全5回の審議を通じて、慎重に議論を重ねてきたところです。

このたび、これまでの審議の中で出された次期基本計画に対する意見や提案を答申としてとりまとめましたので、本答申を十分に配慮されながら次期基本計画素案を策定するよう求めます。

2 審議経過等

当審議会では、次表のとおり、市から適宜説明を受けながら、次期基本計画に関する審議を進めてきました。審議の過程の中で出された意見や提案を、次項のとおり示します。

3 意見等

①計画策定の基本的な考え方（本編第1章）について

食品ロス削減推進法など既存の法律と新たに制定された法律の記載の差別化を図ること

②ごみ処理基本計画（本編第2章）について

ごみ処理経費に関して、ごみ減量化・資源化基金の積み立て状況を示すこと

課題の整理にあたっては、温暖化対策の視点を持つこと

基本目標値に関して、他市の実績を記載し、茅ヶ崎市との比較が可能なものとする

ごみの減量化に関して、排出者責任だけでなく、生産者責任の視点を意識したうえで、施策を講ずること

事業系一般廃棄物処理手数料の改定の検討する前に、事業者による“なりすまし”排出に対する対策を強化すること

アクションプランに関して、これまでの上から目線を改め、行政の取り組み事例を多く挙げる

③食品ロス削減推進計画（本編第3章）について

基本理念や基本方針に関して、“もったいない”が持つ意味合いを整理したうえで、言葉を補うことなど、表記を改めること

基本目標値に関して、国や県の目標値を踏まえ、目標設定の考え方を改めること

食育の推進に関して、大根の皮のレシピの提示など、多くの家庭で取り組める内容を紹介する教室などを実施していくこと

④生活排水処理基本計画（本編第4章）について

市内の単独処理浄化槽の設置状況を把握すること

実態を把握したうえで、合併処理浄化槽への転換などが進まない課題を洗い出すこと

洗い出された課題一つ一つに対して、個別にアプローチする施策を講じていくこと

なお、「⑤計画の進行管理について（本編第5章）について」及び「⑥資料編について」に対する意見等につきましては、前の議題の中で頂戴したご意見などを、本日の会議終了後に追記いたします。読み上げを続けさせていただきます。

4 参考条例

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（計画の策定等）

第28条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

読み上げは以上となります。議題②審議事項「②茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案）」の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。

これまで審議を続けてきたわけですが、それを取りまとめまして、茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定について（答申案）となったことについて、委員の皆様のご意見、ご発言等いかがでしょうか。

○橋詰委員

すみません、先ほど計画の進行管理のみ意見を申し上げましたが、資料編についてもいくつかありますので、後ほど申し上げさせていただきます。

答申案に戻りまして、字句の表現についてですが、「1はじめに」の「本答申を配慮されながら次期基本計画素案を策定するよう求めます。」の部分「本答申を配慮しつつ、次期基本計画素案を策定されるよう求めます。」へ、また「2 審議経過等」の「市から適宜説明を受けながら」の部分「市から適宜説明を受け」としたほうが良いと思います。

また、内容に関わる部分で2ページ目④生活排水処理基本計画について、量的な対策のことだけでなく、単独・合併浄化槽を併せて、「浄化槽の管理状況を把握すること」など、管理に対する記載をしていただきたいです。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。字句の修正につきましては、委員ご指摘のとおり修正させていただきます。また、生活排水処理基本計画の意見等につきましても、委員仰るとおり追記させていただきます。

○安齋会長

他にいかがでしょうか。

他にないようでしたら、橋詰委員、先ほど資料編についてのご意見があるとのことでしたので、お願いします。

○橋詰委員

ありがとうございます。

1点目は、資料編2ページの人口動態の説明について、核家族化が進んでいるのはそのとおりですが、核家族化の定義には単身世帯が含まれていません。ごみ対策の観点から考えると、核家族化だけでは、対策との結びつきが弱いように感じるため、単身世帯についても問題意識として持つべきであると思います。

2点目は、7ページの行政区域内人口について、茅ヶ崎市総合計画の人口推計とは異なっていましたので、出典を明記してほしいです。

3点目は、19ページのリサイクル率について、リサイクル率は高い方が好ましいので、16位としてはほしいです。

最後に、28ページの建設・改良費について、令和3、4年度が突出している補足説明を加えてほしいです。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。1点目でございますが、単身世帯数の把握が可能か確認をさせていただきたいと考えております。調査すると同時に、表記を改めさせていただきます。

次に、2点目でございますが、令和4年1月に推計したものを採用しておりますので、その出典を明記させていただきます。

また、3点目でございますが、大変失礼いたしました。委員仰るとおり修正させていただきます。

そして、最後の点でございますが、令和3年度から、粗大ごみ処理施設整備の一環として、旧焼却処理施設の解体工事等が着手されたことに伴い、建設・改良費が増大しておりますので、その旨を注釈として加えさせていただきます。以上です。

○安齋会長

その他、ご質問・ご意見ございませんか。

(意見なし)

それでは、答申案の修正については、私と事務局による調整にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の議論を踏まえ、修正した答申書を後日皆さまへ送付いたします。また、その後、審議会を代表して市長へ答申してまいりますので、ご承知おきください。

それでは、議題(2)の審議事項③「一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度取組状況の評価につい

て」事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、議題(2)審議事項③「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度取組状況の評価について」の説明に移らせていただきます。

現行の「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」では、計画に掲げる各施策のPDCAサイクルによる進行管理を行うため、施策ごとに設定した評価指標に基づき評価を行い、それらにつきましては、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会へ諮ることとしております。この度、令和5年度における各施策の評価をとりまとめましたので、各施策の取組概要と合わせてご説明させていただくものです。こちらの議題の最後にご案内をさせていただきますが、委員の皆さまにおかれましては、各施策の評価を行っていただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入る前に、資料について簡単にご説明させていただきます。資料6の「評価シート」につきましては、令和5年度における各施策の取組概要及び評価についてとりまとめたものでございます。資料7の「評価総括表」につきましては、各施策の評価とその評価理由について、総括したものととなりますので、資料6の「評価シート」と併せてご覧いただければと思います。なお、評価基準については、参考資料3の「評価基準」をご覧ください。

次に、進め方について説明をさせていただきます。進め方としましては、計画に掲げる基本目標及び設定した全ての施策についての評価と取組概要の説明をさせていただくのではなく、計画に掲げる基本目標及び設定した施策の中で重要検討施策、または、重点施策として位置づけられているものの評価と取組概要のみ説明を行ったうえで、ご審議をお願いしたいと存じます。事務局からの評価と取組概要の説明は、基本目標や重要検討施策などとなりますが、審議の対象は、計画に掲げる基本目標はもちろんのこと、設定した全ての施策となりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、「第1編ごみ処理基本計画」における「基本目標」及び重要検討施策並びに重点施策の評価と取組概要の説明に入らせていただきます。資料6の「評価シート」は1ページ、資料7の「評価総括表」は1ページの上段をご覧ください。

「基本目標」であります「ごみの年間総排出量」でございますが、目標60,629tに対し、実績63,206tで目標達成率が95.9%となり、前年度と比較して487tの減量となったことから、評価をAとしております。

次の「市民1人1日当たりの排出量」につきましても、目標688gに対し、実績703.3gで目標達成率が97.8%となり、前年度と比較して11.6gの減量となったことから、評価をAとしております。また、次の「市民1人1日当たりの資源物を除く排出量」でございますが、目標506gに対し、実績531.4gで目標達成率が95.2%となり、前年度と比較して6.6gの減量となったことから、評価をAとしております。

ここまでの「ごみの年間排出量」、「市民1人1日当たりの排出量」、「市民1人1日当たりの資源物を除く排出量」でございますが、いずれの目標も達成できなかった要因としましては、家庭系ごみの減量は進んでいるものの、事業系ごみの減量が進んでいないことが考えられます。

次の「リサイクル率」でございますが、目標31.3%に対し、実績27.4%で目標達成率が87.5%となり、前年度と比較して0.4ポイントの減少となったことから、評価をCとしております。こちらにつきましては、全体的なごみの減量は進んでいるものの、未だに多くの資源物がごみの中に混在しており、適正排出がなされていないことが考えられます。

最後に「最終処分率」でございますが、目標7.2%に対し、実績7.3%で目標達成率が98.6%となり、前年度と比較して0.2ポイントの減少となったことから、評価をAとしております。

続きまして、資料6の3ページをご覧ください。基本方針Ⅰの中の「2リデュースの推進」の中の「④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討」となります。資料7につきましては、1ページの一番下の行となります。「④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討」でございますが、フードドライブを継続実施するとともに、公共施設に給水機を設置することで、一定のごみの減量が図られたことから、評価をAとしております。なお、施策②の「ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援」につきましては、次の議題で報告をさせていただきます。

続きまして、資料6の5ページをご覧ください。基本方針Ⅰの中の「4リサイクルの推進」の中の「②適正分別のための情報提供」となります。資料7につきましては、2ページの上から4行目となります。「②適正分別のための情報提供」でございますが、ごみ検索システムの内容の充実を図り、適正分別に係る情報提供を行うことができたことから、評価をAとしております。

続きまして、資料6の6ページをご覧ください。基本方針Ⅰの中の「5 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進」となります。資料7につきましては、2ページの上から7行目以降となります。

まず、「②多量排出事業者における減量化等計画書の提出」でございますが、多量排出事業者25者を対象に減量化等計画書の提出を依頼し、全ての事業者から提出がございましたが、事業系ごみの減量が進んでいないことから、評価をBとしております。

次に、「③事業系ごみの排出状況の把握」でございますが、ごみの組成分析調査を実施したことにより、不適正排出や食品ロスの実態を把握することができましたが、先ほど同様に、事業系ごみの減量が進んでいないことから、評価をBとしております。

次に、「④事業者の訪問」でございますが、事業者の訪問に替えて、アンケート調査の中で、排出抑制及び適正処理を促したものの、事業者へ足を運ぶことができなかったことに加えて、事業系ごみの減量が進んでいないことから、評価をCとしております。

次に、「⑤事業系直接搬入ごみの分別指導」でございますが、こちらにつきましては、許可業者などの車両に積み込まれている内容物の調査を行い、許可業者などに対し、分別指導を行ったものの、事業系ごみの減量が進んでいないことから、評価をBとしております。

続きまして、資料6の8ページをご覧ください。基本方針Ⅱの中の「1 収集・運搬」の中の「②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討」となります。資料7につきましては、3ページの上から2行となります。「②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討」でございますが、安心まごころ収集を継続実施するとともに、環境指導員地区会議を活用し、自治会長や環境指導員を対象とした戸別収集に対するニーズの調査を行い、今後のごみの収集方式や集積場所のあり方の検討の基礎資料とすることができたことから、評価をAとしております。

続きまして、資料6は、少し進みまして、17ページをご覧ください。基本方針Ⅲの中の「2 ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実」の中の「①ごみ問題に関する市民との意見交換の実施」となります。資料7につきましては、5ページの上から5行目となります。「①ごみ問題に関する市民との意見交換の実施」でございますが、11自治会に対して出前講座（環境学習会）を実施し、分別はもちろんのこと、ごみ有料化実施前後に伴うごみと資源物の排出量の推移などをお知らせしましたが、前年度より下回る開催実績となったことから、評価をBとしております。

続きまして、「第2編生活排水処理基本計画」に掲げる基本目標及び重点施策の評価と取組概要の説明に入らせていただきます。資料6は18ページをご覧ください。資料7につきましては、6ページの1行目となります。

「基本目標」であります「生活排水処理率」でございますが、目標97.7%に対し、実績97.6%で目標達成率が99.9%となり、前年度と比較して0.1ポイント上昇したことから、評価をAとしております。

続きまして、資料6の21ページをご覧ください。基本方針Ⅲの中の項番「1 啓発及び情報提供」の中の「②広報紙等による情報発信」となります。資料2につきましては、6ページの下から1行目となります。

「②広報紙等による情報発信」でございますが、浄化槽の清掃及び適切な維持管理に関して、「市民便利帳ちがさき生活ガイド」を初めとする複数の媒体を活用することで情報発信を行えたことから、評価をAとしております。

以上が第1編「ごみ処理基本計画」、第2編「生活排水処理基本計画」に掲げる基本目標及び設定した施策のうち、重要検討施策並びに重点施策の評価と取組概要の説明となりますが、最後に、事務局より委員の皆さまへお願いがございまして、資料8「委員評価シート」をご覧ください。

議題の冒頭で触れさせていただきましたが、資料8「委員評価シート」につきましては、本日の審議を踏まえ、委員の皆さまにご記入いただく評価シートでございます。ご記入いただく箇所としましては、各施策の表の太枠部分となりまして、各委員の評価とその理由、並びにご意見をご記入いただくものとなっております。なお、評価に際し、これまでの審議会においてご所望がありました資料を、参考資料1から4としてまとめておりますので、ご参考にしてくださるようお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、誠に恐縮なお願いではございますが、8月30日、金曜日までにこちらの評価シートを事務局までご提出くださるようお願い申し上げます。こちらの評価シートでございますが、メール又は郵送で受け付けをしております。メールでの提出をご希望される委員は、本日の会議終了後に事務局までその旨お知らせください。各委員のアドレス宛に、後日、事務局より電子データを送付させていただきます。また、それ以外の委員におかれましては、返信用封筒をお渡しさせていただきますので、同様に、本日の会議終了後に事務局までその旨お知らせください。

長くなりましたが、議題(2)審議事項③一般廃棄物処理基本計画に関する令和5年度取組状況の評価についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。例年、取り組み状況の評価をするのがこの審議会の仕事になっておりまして、資料に基づき各委員が評価したものを集計することになっております。今ご説明いただいた令和5年度取り組み評価について、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。舟木委員どうぞ。

○舟木委員

1点目は、評価総括表5ページ基本方針Ⅲの2の②について、市の評価はCですが、市の評価理由にはBであるため、どちらが正しいのでしょうか。

2点目は、評価基準について、Bが二つあることが分かりづらいため、その理由について教えてほしいです。

最後に、評価総括表の下余白に評価基準を示すことは可能でしょうか。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。ご質問ご意見ありがとうございます。1点目のご質問でございますが、正しくはCとなります。大変申し訳ございませんでした。

次に2点目のご質問でございますが、評価基準が分かりにくいことにつきましては、これまでの会議の中でもご意見を頂戴しており、事務局といたしましても承知しているところでございます。しかしながら、この評価軸を用いて、これまで評価を行ってきていることもあり、経年での比較を行う上で、現計画につきましては、引き続きこの評価軸での評価をお願いできればと考えております。なお、次期計画からは、こちらの評価基準を改めさせていただきたいと考えております。

そして、最後のご質問でございますが、委員仰るとおり追記させていただきます。以上です。

○安齋会長

舟木委員いかがでしょうか。

○舟木委員

ありがとうございました。

○安齋会長

他にいかがでしょうか。橋詰委員どうぞ。

○橋詰委員

評価シートの11ページ③について、比重が軽くなるというのは、新しい薬剤、ばいじんのどちらが軽くなるという意味でしょうか。

○安齋会長

事務局お願いいたします。

○環境事業センター篠田主幹

薬剤の比重が軽いことを指します。焼却炉で、排ガス中に含まれる硫黄酸化物などの酸性ガスを取り除くために、消石灰という薬剤を吹いています。これがばいじんの主成分となります。この度、メーカーより比重が軽く酸性ガスを吸収しやすい消石灰の紹介があり、実地試験の結果、使用していた消石灰と同等の灰ガスの除去効果が得られたため、今年度採用に至っています。

○橋詰委員

わかりました。薬剤の比重が軽いのであれば、文章の「比重が軽く」の前の句点を削除したほうが分かりやすいと思います。

○環境事業センター篠田主幹

そのように訂正させていただきます。

○安齋会長

他にいかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、続いて議題(3)の報告事項①「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度について」事務局より説明をお願いします。

○森岡課長補佐

それでは、議題(3)報告事項①「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度について」の説明に移らせてい

たきます。

市では、本年の6月に「ごみ減量・リサイクル推進店」を対象としまして、アンケート調査を実施し、翌7月に、調査結果を踏まえて、今後の本市における制度のあり方をとりまとめたところです。

こちらの議題につきましては、今後の「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度」のあり方につきまして、報告させていただくものでございます。

資料につきましては、資料9「ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート調査報告書」及び資料10「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度について」となりますが、資料の説明に入る前に、こちらの制度につきまして、また、アンケート調査の目的につきまして、簡単ではございますが説明をさせていただきます。

まず、「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度」でございますが、市では、簡易包装の実施など、ごみ減量化やリサイクルに取り組んでいる店舗を「ごみ減量・リサイクル推進店」として認定し、市は、認定店の利用を呼びかけ、市民の皆さまは、認定店を選んで利用することにより、事業者・市民・市が一体となって、ごみの減量を推し進めていくものとして、平成7年度に創設された制度でございます。

次に、この度のアンケート調査でございますが、制度創設当時と比べて、推進店の認定要件でございますが、簡易包装の実施や詰め替え用品の販売などといった取り組みが、現在、多くの店舗で当たり前のよう実施されてきている状況を背景としまして、今後の制度のあり方の検討の基礎資料とするために実施したものでございます。

それでは、資料9「ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート調査報告書」の説明に入らせていただきます。

資料9につきましては、認定店を対象としまして、本年の6月に実施したアンケート調査の結果をとりまとめたものでございます。本日は、お時間の都合もございますので、主な設問の結果のみをご説明させていただきます。

主な設問の結果でございますが、資料9の12ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱ「調査結果」の中の項番3「認定店と他店舗との取り組みの違いについて」でございます。認定店とそれ以外の店舗との取り組みの違いにつきまして尋ねた設問でございますが、「違いはある」と回答した店舗が7店舗であったことに対しまして、「認定店と違いはない」と回答した店舗が33店舗となり、認定店それ以外の店舗との取り組みの違いについて差異は見られないという回答が大半を占める結果となっております。

資料9の説明は以上となりまして、続きまして、資料10「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度について」の説明に入らせていただきます。

資料10につきましては、今、説明をさせていただきましたアンケート調査結果を踏まえまして、今後の本市における「ごみ減量・リサイクル推進店認定制度」のあり方をとりまとめたものでございます。こちらにつきましても、今後の本市における制度のあり方のみをご説明させていただきます。

制度のあり方でございますが、資料10の12ページをご覧ください。ローマ数字Ⅳ「総評」でございますが、全文を読み上げさせていただきます。

制度制定当時は、民間の環境配慮のプラットフォームは十分構築されていませんでした。そのため、販売店等と市民及び市が相互に協力し活動しなければ資源化の促進は難しく、「茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定制度」の認定店舗の制度により販売店や市民の環境配慮行動を促す必要がありました。しかし、現在においては、メーカーは環境配慮商品を設計し、消費者は過剰包装された商品を避けマイボトルやエコバックを利用するなど、ごみの排出抑制、リサイクルに取り組む環境は大きく変化してきました。ごみ減量・リサイクル推進店認定制度は、販売店等と市民及び市が相互に協力し活動するものであるため、認定店舗の意見を尊重して制度のあり方を検討する必要がありますが、アンケートを実施したところ、アンケート結果では、認定店舗と他店舗の取り組みの違いについて差異は見られないという回答が大半を占めることとなりました。認定店舗については、環境配慮行動の推進事業を変更することはあっても自ら実施可能な推進事業を選択し継続して実施していることが確認できました。また、認定店以外の店舗は、推進事業の取り組みの違いはないということから、消費者の環境への意識の高まりにより、自らの店舗で導入できるごみの減量やリサイクルに関する取組については積極的に採用していることが推測できました。このことから、「茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定制度」がなくとも、民間の環境配慮のプラットフォームは十分に構築されており、今後も店舗の環境配慮行動は継続されることが考えられます。よって、当該制度は社会的役割については果たしたと考えられることから、

一般廃棄物処理基本計画での取り組みは今期計画をもって終了とし、次期計画開始年度である令和7年度からは「ごみ減量・リサイクル推進店」制度は廃止することといたします。

議題(3)報告事項①ごみ減量・リサイクル推進店認定制度についての説明は以上でございます。

○安齋会長

ごみ減量・リサイクル推進店認定制度につきまして、その社会的役割は十分に果たしたのではないかとこのことのご説明がありました。これについてご質問、ご意見等いかがでしょうか。橋詰委員お願いします。

○橋詰委員

止めなくてもいいような気もしますが、社会的使命が終わったという判断自体はおかしくはないと思います。今後も社会情勢に応じて、新たに検討していけば良いと思います。

また、アンケート6ページの買換え古品の下取りとは何を意味していて、実際この調査の中で該当はあったのでしょうか。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○小俣資源循環課長

ごみ減量・リサイクル推進店認定制度は、家電リサイクル法が施行される前の平成7年度に創設されていますので、買換え古品の下取りは、商品買換え時に古い電化製品等を買取ることで、購入促進が図られていたと考えられます。家電リサイクル法施行後は、リサイクル対象品目はリサイクル料金が納められた上で、リサイクルされていますので、家電4品目以外の電化製品等が買換え古品の対象と考えられます。しかしながら、現状では買換え古品の品目等については、店舗等への詳しい聞き取りをしていないため把握できておりません。

○安齋会長

橋詰委員いかがでしょうか。

○橋詰委員

実態把握を踏まえた記述にご検討いただくことはできますか。

○安齋会長

報告事項ですが、記述について事務局、ご検討いかがでしょうか。

○小俣資源循環課長

はい、ご指摘踏まえて実態を把握した上で分かりやすい記載とさせていただきます。

○安齋会長

ありがとうございます。他にございますか。

(質問等なし)

その他事務局より何かございますか。

○森岡課長補佐

その他といたしまして、事務局から、「ごみ収集方式のあり方」の進捗状況につきまして、ご報告いたします。

本年の5月に策定した「ごみ収集方式のあり方」でございますが、同月に市議会に報告し、また、6月から7月にかけて、その概要版を用いながら、市内各地区におきまして説明を行ったところでございます。

「ごみ収集方式のあり方」に位置付けた戸別収集の実験事業でございますが、対象エリア選定後、現在、地域との調整と並行して、予算の準備など、来年度の早い段階で実施できるよう、所要の事務を進めております。また、戸別収集の実験事業の対象エリアにつきましては、決定次第、一定の手続きを経た後に、公表させていただく予定でございます。

今後につきましても、この場をお借りしまして、「ごみ収集方式のあり方」に位置付けた取り組みの進捗状況をご報告させていただきます。事務局からは以上でございます。

○安齋会長

ありがとうございました。

ごみ収集方式のあり方について、市議会また、各地域への説明及び、所定の手続きを進めているということです。この点に関して何かご質問等いかがでしょうか。特にないようでしたら、事務局にお返しします。

○小俣資源循環課長

本日は活発なご審議及び円滑な進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。次回の審議会は、9月27日、午前10時からを予定してございますので、ご予約の調整のほどお願いいたします。開催通知は改めて送付いたします。それでは、以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。